令和５年度　宿毛市国民健康保険税について（おしらせ）

1.　令和５年度国民健康保険税の改正について

①　軽減判定所得基準額の見直し

軽減割合	軽減判定基準所得（令和４年度）	軽減判定基準所得（令和５年度）
７割軽減	43 万円+{10 万円×（給与所得者等の数-1）}	変更なし
５割軽減	43 万円＋（28 万５千円×加入者ｂ数） ＋{10 万円×（給与所得者等の数-1）}	43 万円＋（29 万円×加入者数） ＋{10 万円×（給与所得者等の数-1）}
２割軽減	43 万円＋（52 万円×加入者数） ＋{10 万円×（給与所得者等の数-1）}	43 万円＋（53 万５千円×加入者数） ＋{10 万円×（給与所得者等の数-1）}

②　限度額の引き上げについて

税制改正に基づき、令和５年度の国民健康保険税額を算出する際の課税限度額を改正します。
なお、国の限度額の引き上げに合わせた改正となります。

	医療給付金分	後期高齢者支援分	介護納付金分	合計
改正前	65 万円	20 万円	17 万円	99 万円
改正後	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円
差額	-	＋2 万円	-	＋2 万円

2.　年度中に 40 歳・65 歳・75 歳を迎える加入者の保険税計算について

40 歳	到達月（誕生日の前日の属する月）から介護保険第２号被保険者となり、介護納付金分が加算されます。到達月の翌月に税額変更の更正通知書を送付します。
65 歳	到達月（誕生日の前日の属する月）から介護保険第１号被保険者となり、国保税から介護納付金分がかからなくなります。あらかじめ到達月以降の介護納付金分は含まず計算し、各納期に割り振ってあります。
75 歳	誕生日より、国保から後期高齢者医療制度に移行します。詳しくは次の３に記載

3.　未就学児の均等割の軽減措置

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（令和５年度分については平成 29 年４月２日以降に生まれた方）に関わる均等割を２分の１に軽減します。届出の必要はありません。
※所得が一定以下で軽減が適用される世帯は、未就学児の均等割をさらに２分の１にします。

4.　後期高齢者医療制度への移行にともなう国保税の更正について

①　保険税の内訳について

７５歳の誕生日より、国保から後期高齢者医療制度に移行します。（後期高齢者医療保険証は誕生日の前日までに送付されます。）

年度内に７５歳に到達される方は、到達月（誕生日の属する月）の前月までの国保税（医療保険分・後期高齢者支援金分）をあらかじめ月割計算してありますので、国保税減額更正の通知等はいたしません。（到達月以降の国保税は含まれていません。）

なお、前年度まで特別徴収（年金天引き）により納付していた方は、今年度から普通徴収（納付書もしくは口座振替）に切り替わりますので、納税通知書をご確認ください。

※裏面もご覧ください

② 軽減措置について

国保に加入したまま、７５歳を迎えられ後期高齢者医療制度に移行した方を、特定同一世帯所属者といいます。特定同一世帯所属者がいる世帯の国保税負担が急に増えないよう、次の軽減措置があります。（軽減は自動的にかかりますので申請の必要はありません。）

○ 軽減判定について

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、世帯の国保加入者が減少しても、特定同一世帯所属者も含めて軽減判定を行い、従前と同様の軽減措置が受けられます。

○ 平等割の軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国保加入者が１人だけとなる世帯（特定世帯）は、平等割が５年間は２分の１、その後３年間は４分の１軽減されます。

4. 旧被扶養者減免制度について

後期高齢者医療制度の創設にともない、会社の健康保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に加入することにより、被扶養者だった６５歳以上の方（旧被扶養者）が国保の被保険者となった場合、申請に基づき減免を受けることができます。

種別	減免額	期間
所得割	**全額減免**	**当分の間**
均等割	**５割減免** ※既に**７割・５割**の軽減を受けられている方は対象外	資格取得日から**２年間**
平等割	**５割減免** ※既に**７割・５割**の軽減を受けられている方は対象外 ※世帯内の国保加入者に旧被扶養者以外の方がいる場合は減免なし	資格取得日から**２年間**

5. 倒産解雇等による失業者の国保税の軽減制度について

失業日時点 65 歳未満で雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下に該当する方は、申請により離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度まで軽減されます。

◎離職理由コード

特定受給資格者 １１，１２，２１，２２，３１，３２　特定理由離職者 ２３，３３，３４

◎軽減内容

対象者の国保税算出について、前年の給与所得を３０／１００として算定

高額療養費等の所得区分の判定も前年の給与所得を３０／１００として判定

◎申請手続き（税務課窓口）

持参いただくもの･･･対象者の**雇用保険受給資格者証**

ご不明な点などありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

国民健康保険税について・・・宿毛市税務課　住民税係　電話　：（0880）62-1238

後期高齢者医療について・・・宿毛市市民課　保険係　　電話　：（0880）62-1233